

障害福祉サービス等報酬改定について

資料1

12月18日の予算大臣折衝を踏まえ、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +0.47%

※ なお、今年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、与党から申し入れがあったこと等を重く受け止め、食事の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討することとし、今回の改定では継続することとした。

平成29年 12月18日
厚生労働省

大臣折衝事項（抄）

3. 平成30年度介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定等 （障害福祉サービス等報酬改定）

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.47%とし、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応する。

なお、次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった、報酬設定の基礎となる諸情報について、財務諸表の活用も含めた客観性・透明性の高い手法により把握できるよう、所要の措置を講じる。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された実態等を踏まえ、負担の在り方を含めた検討を行い、きめ細かい改定を適切に行う。

過去の障害福祉サービス等報酬改定の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年改定	○良質な人材の確保 人材確保に積極的に取り組む事業所の評価(特定事業所加算等の創設) ○事業者の経営基盤の安定 児童デイなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し ○サービスの質の向上 医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮 ○地域生活基盤の充実 グループホーム等における手厚い世話人配置の評価、夜間支援の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進	5.1%
平成24年改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、処遇改善加算の創設により、引き続き処遇改善が図られる水準を担保 ○物価の動向等の反映 前回改定以降の物価の下落傾向を反映(▲0.8%) ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定(H24.4施行分) ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	2.0%
平成26年改定	○消費税対応(基本報酬+加算)	0.69%
平成27年改定	○福祉・介護職員の処遇改善 福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実 ・個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応、障害者の就労に向けた取組等を一層推進 ・障害児支援について、支援の質を確保しつつ、重症児に対する支援等を充実 ○サービスの適正な実施等	0%
平成29年改定	○福祉・介護職員の処遇改善 福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設	1.09%

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の 基本的な方向性について

平成29年12月8日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

はじめに

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「平成30年度報酬改定」という。）に向けて、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、平成29年5月からこれまで15回にわたって議論を行うとともに、47の関係団体からヒアリングを実施し、改正障害者総合支援法等において創設された新サービスや既存サービスの報酬等の在り方について、現状と論点を整理した上で検討を積み重ねてきた。
- 前回の検討チームをもって必要な議論が一巡したことから、これまでの検討チームでの議論を踏まえ、平成30年度報酬改定の基本的な方向性について、一定の整理を行い取りまとめることとした。
- なお、具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、予算編成過程を経て決定されるものである。

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

基本的考え方

- 障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

主な改定項目

(1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価

- ① 重度訪問介護における入院中の支援内容、基本報酬の設定
- ② 共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たなタイプの創設
- ③ 生活介護における常勤看護職員等配置加算の拡充
- ④ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】

(3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

- ① 地域生活支援拠点等の機能強化
- ② 共生型サービスの基準・報酬の設定

(4) その他の障害福祉サービス等の報酬改定 等

(1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価

① 重度訪問介護における入院中の支援内容、基本報酬の設定

障害支援区分6の者を対象とし、ヘルパーはコミュニケーション支援等の行為を提供する。報酬単価は在宅時のサービスを基本とする。

② 共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たな類型の創設

障害者の重度化・高齢化に対応するため、1つの建物への入居を20人（10人+10人）まで認めた新たな類型を創設し、短期入所（1～5人）の併設を必置とするとともに、世話人の手厚い配置や、看護職員の配置等を評価する。

③ 生活介護における常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケアが必要な障害者を一定以上受け入れ、看護職員を2人以上配置した場合について、新たに評価する。

④ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」（仮称）を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。等

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】

① サービス対象者

障害支援区分全般をサービス対象者とする。

② 職員配置

支援提供職員と、サービス管理責任者を配置する。なお、他の障害福祉サービス事業所等との兼務を可能とする。

③ 基本報酬・加算

一月あたりの包括報酬とする。なお、良質な支援体制等について加算を設ける。 等

(3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

① 地域生活支援拠点等の機能強化

相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価する。

② 共生型サービスの基準・報酬の設定

介護保険事業所が共生型事業所として障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合の基準と報酬を設定する。この場合において、現行の基準該当サービスを基本として、サービスの質や専門性に配慮した評価を行う。

(4) その他の障害福祉サービス等の報酬改定

① 同行援護：基本報酬の一本化、盲ろう者等重度者への支援に対する評価

② 施設入所支援：夜勤職員配置体制加算の充実

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）：障害種別による利用制限の撤廃、視覚障害者の歩行訓練等を生活訓練として実施するための見直し 等

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）

基本的考え方

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、質の向上を図るとともに、適切な評価に基づく報酬体系とする。

主な改定項目

（1）医療的ケア児への支援

- ① 障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設
- ② 障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充
- ③ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】

（2）障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

- 基本報酬、人員配置基準及び運営基準の適正化、加算・減算の見直し

（3）保育所等訪問支援の適切な評価

（4）居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】 等

(1) 医療的ケア児への支援

- ① **障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設**
障害児通所支援・福祉型障害児入所施設において、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。
- ② **障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充**
現行の医療連携体制加算を見直し、医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。
- ③ **短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】** 等

(2) 障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

- ① **福祉型障害児入所支援における手厚い人員配置を評価する加算の創設**
障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に、新たな加算として評価する。
- ② **医療型障害児入所施設における保育士等の手厚い人員配置を評価する加算の創設**
保育士等の福祉職員を人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に、新たな加算として評価する。
- ③ **児童発達支援における各基準の適正化**
支援の質の確保を図るため、放課後等デイサービスと同様に人員配置基準及び運営基準を見直す。
- ④ **障害児通所支援における基本報酬の適正化**
 - ・ 放課後等デイサービスについて、利用者の状態を勘案した指標に基づき基本報酬を区分する。加えて、授業終了後に提供する場合における適切な報酬のあり方について、支援時間等を踏まえつつ検討する。
 - ・ 児童発達支援について、主に未就学児を支援する場合、学齢期児を支援する場合に応じ、基本報酬を区分する。
- ⑤ **加算・減算の見直し**
指導員加配加算等の見直し、児童発達支援センター等における加配加算の創設、重症心身障害児に対する欠席時対応加算の拡充、自己評価結果未公表減算の創設等の見直しを行う。 等

(3) 保育所等訪問支援の適切な評価

① 保育所等訪問支援における訪問支援員特別加算の拡充

質の高い訪問支援員を確保した場合の訪問支援員特別加算を増額する。

② 保育所等訪問支援における初回加算の創設

児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に、新たな加算として評価する。 等

(4) 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】

① サービスの対象者

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

② 職員配置

保育士など有資格者であり、かつ、障害児に対する直接支援の経験が一定程度ある者を訪問支援員として配置する。その他人員や設備基準については、保育所等訪問支援と同様とする。

③ 基本報酬・加算

基本報酬は保育所等訪問支援と同様とし、訪問支援員特別加算、通所施設への移行支援（引継業務等）を評価する加算などを設ける。 等

3. 精神障害者の地域移行の推進

基本的考え方

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化（医療と福祉の連携を含む。）する。
- 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

主な改定項目

- （1）地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等【再掲】
- （2）自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】【再掲】
- （3）グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進
- （4）地域移行支援及び地域定着支援の利用促進
 - ① 地域移行支援における機能強化型地域移行サービス費の創設
 - ② 地域定着支援における緊急時支援費の算定対象の拡充
- （5）就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者の受け入れの促進 等

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等【再掲】

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】【再掲】

(3) グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進

○ **共同生活援助における長期入院精神障害者の受け入れに係る加算の創設**

共同生活援助において、精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者の入居後の相談援助や個別支援等について、新たな加算として評価する。

(4) 地域移行支援及び地域定着支援の利用促進

① **地域移行支援における機能強化型地域移行サービス費の創設**

新たな報酬区分として、「機能強化型地域移行サービス費」（仮称）を創設し、地域移行実績や専門職の配置、施設・病院等との日常的な連携について評価する。

② **地域定着支援における緊急時支援費の算定対象の拡充**

緊急時支援費について、利用者の居宅への訪問又は一時的な滞在に加え、深夜・早朝時間帯の電話対応について、新たに評価する。

(5) 就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者の受け入れの促進

○ **就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者受け入れ加算の創設**

就労系・訓練系サービス事業所が、精神保健福祉士を職員として1名以上配置すること又は病院・他の事業所等との連携により、精神保健福祉士が事業所を訪問して医療観察法対象者を1日2時間以上支援した場合について、新たな加算として評価する。

4. 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

基本的考え方

- 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬（体系）を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

主な改定項目

（１）就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

- ① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定
- ② 就労継続支援 A 型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定
- ③ 就労継続支援 B 型における平均工賃に応じた基本報酬の設定
- ④ その他サービスの質の向上に資する報酬の改定等

（２）就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】 等

(1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定

就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬にするとともに、一般就労への移行実績が過去2年間に無い場合は、現行よりも高い減算割合とする。

② 就労継続支援A型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定

平均労働時間に応じた基本報酬とするとともに、現行の短時間利用減算は廃止する。なお、サービス利用開始時には予見できない事由により短時間労働となってしまった場合は、平均労働時間の計算から除外するなどの配慮を行う。

③ 就労継続支援B型における平均工賃に応じた基本報酬の設定

平均工賃に応じた基本報酬とするとともに、目標工賃達成加算の見直しを行う。なお、重度の利用者等については、平均工賃算出の利用者から除外するなどの配慮を行う。

④ その他サービスの質の向上に資する報酬の改定等

・ 就労移行支援における福祉専門職員配置等加算の対象職種の拡大

福祉専門職員配置等加算において、作業療法士を配置している場合について、新たに評価する。

・ 就労継続支援A型における賃金向上のための指導員を配置した場合の加算の創設

キャリアアップの仕組みを導入することにより、利用者の賃金向上を図るための「賃金向上計画（又は経営改善計画書）」を作成し、当該計画の達成に向けて取り組む指導員を常勤換算で1以上配置等している場合について、新たな加算として評価する。 等

(2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】

① サービス対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者とする。

② 職員配置

就労定着支援員について、常勤換算方法による配置数とし、資格要件は定めないこととする。

③ 基本報酬・加算

支援期間（最大3年間）の就労定着率に応じた1月当たりの包括報酬とするとともに、現行の就労移行支援における就労定着支援体制加算は廃止する。

④ 指定要件・支援内容

過去3年において平均1人以上、障害者を一般就労に移行させている指定事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）とする。 等

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

基本的考え方

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価したメリハリのある報酬体系とする。

主な改定項目

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- ① 短期入所における長期利用の適正化
- ② 生活介護における開所時間減算の見直し

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

(3) 横断的事項

- ① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等
- ② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討
- ③ サービス提供職員欠如減算等の見直し
- ④ 送迎加算の見直し 等

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

① 短期入所における長期利用の適正化

- ・ 長期（連続）利用については、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者に対しては、1年間の猶予期間を設ける。なお、年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付けることとする。
- ・ 同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、一定期間減額などの措置をとる。

② 生活介護における開所時間減算の見直し

開所時間4時間未満については、基本単位数の50%、開所時間4時間以上6時間未満については、基本単位数の70%を算定するとともに、利用時間が5時間未満（送迎の時間は含まない）の利用者が事業所の全利用者の一定以上の場合、基本単位数の70%を算定する。

③ 就労移行支援における一般就労定着実績に応じた基本報酬の設定【再掲】

④ 就労継続支援A型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定【再掲】

⑤ 就労継続支援B型における平均工賃に応じた基本報酬の設定【再掲】

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

① モニタリング実施標準期間の見直し

- ・ モニタリングの標準期間の一部を見直すことにより、モニタリング頻度を高めるとともに、標準期間については、「〇ヶ月毎に1回以上」と明記することとする。
- ・ モニタリング時以外にも、毎月のサービス利用状況を、サービス提供事業者から特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者に報告する。

② 相談支援専門員1人当たりの担当件数の設定

- ・ 1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準件数を設定する。
- ・ 相談支援専門員が1月に標準件数を超えて一定件数を上回る継続サービス利用支援等を行った場合、当該件数を超えて実施した継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の基本報酬を減算する。

③ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- ・ サービス利用支援費は、初回加算により評価する前提で基本報酬を見直す。
- ・ 継続サービス利用支援費は、業務負担量に応じて加算により評価することを前提に、モニタリング頻度の増加に伴う1回当たりの負担の軽減を考慮し、基本報酬を見直す。

④ 特定事業所加算の拡充

現行の類型に加え、新たに主任相談支援専門員（仮称）の配置を含むより充実した支援体制を要件とした類型と、一定期間に限り現行の要件を緩和した類型を設ける。

⑤ その他加算の創設

入退院等のサービス利用の環境が大きく変化する状況における関係機関との連携や、サービス提供場面の確認等による丁寧なモニタリング等について、新たな加算として評価する。

(3) 横断的事項

① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等

全体のバランスを踏まえ、収支差率が低いサービスについて、基本報酬を見直すとともに、収支差率が高いサービスについて、サービスの質等を評価した基本報酬に見直す。

② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討

当初は平成21年3月31日までの経過措置とされていたことを踏まえ、経過措置のあり方について検討する。なお、食事の栄養面に配慮する支援について、調査研究等を行った上で、次期報酬改定に向けて、そのあり方を検討する。

③ サービス提供職員欠如減算等の見直し

- ・ サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用された一定期間後に5割減算を適用する。
- ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までを3割減算とし、3月目からは5割減算を適用する。

④ 送迎加算の見直し

- ・ 現行の通所系の送迎加算（Ⅰ）・（Ⅱ）については、一定の適正化を図るとともに、生活介護の一定の条件を満たす場合の+14単位/回については、更に評価する。
- ・ 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスについては、障害の程度や公共交通機関の状況等を勘案した上で、自主的な通所が可能と考えられる場合については、送迎加算の対象外とする。
- ・ 同一敷地内の送迎については、一定の適正化を図る。

6. その他

① 福祉専門職員等配置加算の対象資格の拡大

福祉専門職員等配置加算において、公認心理師を配置している場合について、新たに評価する。

② 地域区分の見直し

現行の7区分から8区分に見直しを行い、その際、介護報酬の地域区分に合わせることにし、見直しに伴う一定の経過措置を設ける（障害児サービスも同様の見直し）。

③ 公立減算の存続

公立施設は収支差率がマイナスとなっているが、設置者である自治体から補助金や指定管理料等が別途投入されていること等に鑑み、引き続き維持することとする。

④ 国庫負担基準の見直し

人口規模、財政力及びその地域における重度障害者の割合等による自治体間の不均衡を踏まえた基準とするとともに、介護保険対象者の基準を創設時の考え方に基づく基準に改める。また、従前額保障の対象となる市町村には別の仕組みでの配慮を検討することとし、従前額保障の算定方法については廃止する。